

見附市告示第32号

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

見附市長 稲田 亮

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成20年見附市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、昭和56年5月31日以降に延べ床面積の過半部分を増築したものを除く。

第6条中「市税」を「市区町村税」に改める。

第8条第5号及び第13条第3号中「市税納税証明書（）」を「市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。また、）」に改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（補助の条件）

第20条 耐震設計及び耐震改修工事は同一の年度内に完了しなければならない。

別表第2条第4号アに規定する耐震改修工事の項中「65万円を上限とする。」を「100万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額を上限とする。」に改め、同表第2条第4号イに規定する耐震改修工事の項中「40万円を上限とする。」を「70万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額を上限とする。」に改め、同表第2条第4号ウに規定する耐震改修工事の項中「25万円」を「30万円」に改める。

別記第1号様式中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に、

「見附市木造住宅耐震設計費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。」を

「見附市木造住宅耐震設計費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」に、

「市税納税証明書（同一年度内に見附市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受け耐震診断を実施したものは除く。）」を

「市区町村税納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。また、同一年度内に見附市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受け耐震診断を実施したものは除く。）」

に改める。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第7号様式中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に改める。

別記第9号様式中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に、

「見附市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。」を

「見附市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」に、

「市税納税証明書（同一年度内に見附市木造住宅耐震診断費補助金又は見附市木造住宅耐震設計費補助金の交付を受け耐震診断又は耐震設計を実施したものは除く。）」を

「市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。また、同一年度内に見附市木造住宅耐震診断費補助金

又は見附市木造住宅耐震設計費補助金の交付を受け耐震診断又は耐震設計を実施したものは除く。)」

に改める。

別記第 1 1 号様式、別記第 1 2 号及び別記第 1 5 号様式中

「 氏 名 」を

「 氏 名

(自署の場合、押印不要) 」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。